

にちちゆういちじしえんじぎようしよ ともいきの里^{さと}
日中一時支援事業所

じゅうようじこうせつめいしよ
重要事項説明書

「日中一時支援サービス」重要事項説明書

1 事業者及び事業所の概要

事業者の名称	社会福祉法人優輝福祉会
主たる事業所の所在地	広島県三次市吉舎町吉舎606番地
事業者の電話番号	0824-43-3121
代表者職氏名	理事長 森重 利夫
事業所の名称	日中一時支援事業所ともいきの里
事業所の所在地	広島県庄原市総領町稲草77
事業所の電話番号	0824-88-3123
営業日及び営業時間	日曜日～土曜日（祝祭日も含む） 8：30～17：00 ※時間延長の場合は、ご相談ください。

2 事業所が提供するサービスの内容

（日中一時支援サービス）

障害者又は障害児に対して、次に掲げるサービスを適切に提供することにより、日中における活動の場を提供し、見守りやレクリエーション等を行います。サービスの利用にあたっては、あらかじめ市より支給決定を受けていることが必要です。

- (1) 相談・助言
- (2) 入浴
- (3) 食事
- (4) 送迎
- (5) レクリエーション
- (6) 健康管理

3 利用者負担額について

(1) 上記サービスの利用に対しては、事業にかかる費用の9割が給付の対象となり、市から事業所へ代理受領によって支払われます。利用者は、利用者負担として市が定める下記の料金表に基づき、事業にかかる費用の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。ただし、利用者負担額の軽減を受けている場合は、「1割（定率負担）」を「軽減後の額」と読み替えるものとします。

サービス類型	サービス提供の対象	負担額 (標準額)	
日中一時支援 (F型 区分3)	障害支援区分5～6 または児童の区分3	4時間未満 (0.5日)	362円 (3,620円)
		4時間以上 6時間未満 (0.75日)	604円 (6,040円)
		6時間以上 (1.0日)	785円 (7,850円)
日中一時支援 (F型 区分2)	障害支援区分3～4 または児童の区分2	4時間未満 (0.5日)	334円 (3,340円)
		4時間以上 6時間未満 (0.75日)	559円 (5,590円)
		6時間以上 (1.0日)	727円 (7,270円)
日中一時支援 (F型 区分1)	障害支援区分1～2 または児童の区分1	4時間未満 (0.5日)	309円 (3,090円)
		4時間以上 6時間未満 (0.75日)	515円 (5,150円)
		6時間以上 (1.0日)	669円 (6,690円)
特例加算1 (食事)	低所得者の方で食事を食べられた方	1回につき	42円 (420円)
特例加算2 (送迎)	利用者の送迎を行った場合	片道につき	54円 (540円)
特例加算3 (入浴)	利用者の入浴を行った場合	1回につき	40円 (400円)

(2) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する次の費用は、給付対象ではありませんので、費用をお支払いいただきます。

- ① 食費 600円/回 (食事体制提供加算対象者 180円/回)
- ② 洗濯代 100円/日
- ③ 紙おむつ代 120円

(3) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(1)、(2)の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 事業者の指定する金融口座への振り込み
 - イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
- 利用できる金融機関：ゆうちょ銀行、農業協同組合

4 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時00分までに事業者に出してください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。
 - ・利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料
 - ・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 食費

5 人権擁護及び虐待防止のための措置

(1) 人権擁護及び虐待防止

利用者の支援や援助、介助にあたる職員は、利用者に対し身体的または精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。

(2) 身体拘束

当事業所は、原則利用者の身体拘束を行いません。万一利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため、緊急やむをえないことがあると予想される場合、家族の同意を受けたときのみ行います。

(3) 個人情報保護

当事業所及び職員は、利用者に対するサービスの提供にあたり、知り得た利用者に関する各種情報を外部に洩らしません。また他の事業者等に対して情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得ます。事業所は、従業員が在職中に知り得た利用者に関する情報を退職後に於いても洩らすことの無いよう、必要な措置を講じます。

6 苦情及び虐待等の受付について

(1) 当事業所における苦情・虐待の受付、サービス利用等のご相談の受付

サービスに対する苦情やご意見、虐待に関するご相談、又は利用料の支払・手続などサービス利用に関するご相談については以下の窓口で受け付けます。

当施設のご利用 相談室	ご利用時間	午前8時30分～午後5時
	ご利用方法	電話 0824-88-3123
担当窓口	サービス管理責任者	田邊 弘
	解決責任者	施設長 国村 栄治
法人・第三者委員	上杉千恵美	電話 0824-73-0559 (歌手)
	奥 易之	電話 0824-88-2548 (無職)
	宮崎 文隆	電話 0824-66-2317 (団体役員)

(2) 行政機関その他の苦情・虐待の受付機関

<苦情・虐待>

庄原市 (社会福祉課)	ご利用時間	午前8時30分～午後5時15分 (平日)
	ご利用方法	電話 0824-73-1210
	担当窓口	障害者福祉係
三次市 (社会福祉課)	ご利用時間	午前8時30分～午後5時15分 (平日)
	ご利用方法	電話 0824-65-2051
	担当窓口	障害者福祉係

<苦情>

広島県福祉サービス 運営適正化委員会	ご利用時間	午前8時30分～午後5時 (平日)
	ご利用方法	電話 082-254-3419

7 緊急時の対応方法

サービス提供に当たり事故、体調に急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

利用者の主治医	医療機関名	
	医師名	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先①	氏名	
	住所	
	電話番号	
	携帯電話番号	
	その他連絡先	
緊急連絡先②	氏名	
	住所	
	電話番号	
	携帯電話番号	
	その他連絡先	

8 サービスの利用にあたっての留意事項

(1) 禁止行為

次に掲げる行為は、適切にサービスを提供する妨げとなりますので、禁止行為とさせていただきます。

- 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- 職員に対するセクシャルハラスメント（性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

日中一時支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(事業者)

事業者名 社会福祉法人 優輝福祉会
事業者住所 広島県三次市吉舎町吉舎606番地
事業所名 日中一時支援事業所 ともいきの里
代表者氏名 理事長 森重 利夫 印

説明者名 職名 氏名 印

契約の締結に当たり上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

(利用者) 氏名 印
(代理人又は立会人) 氏名 印

つづきから
続柄：